

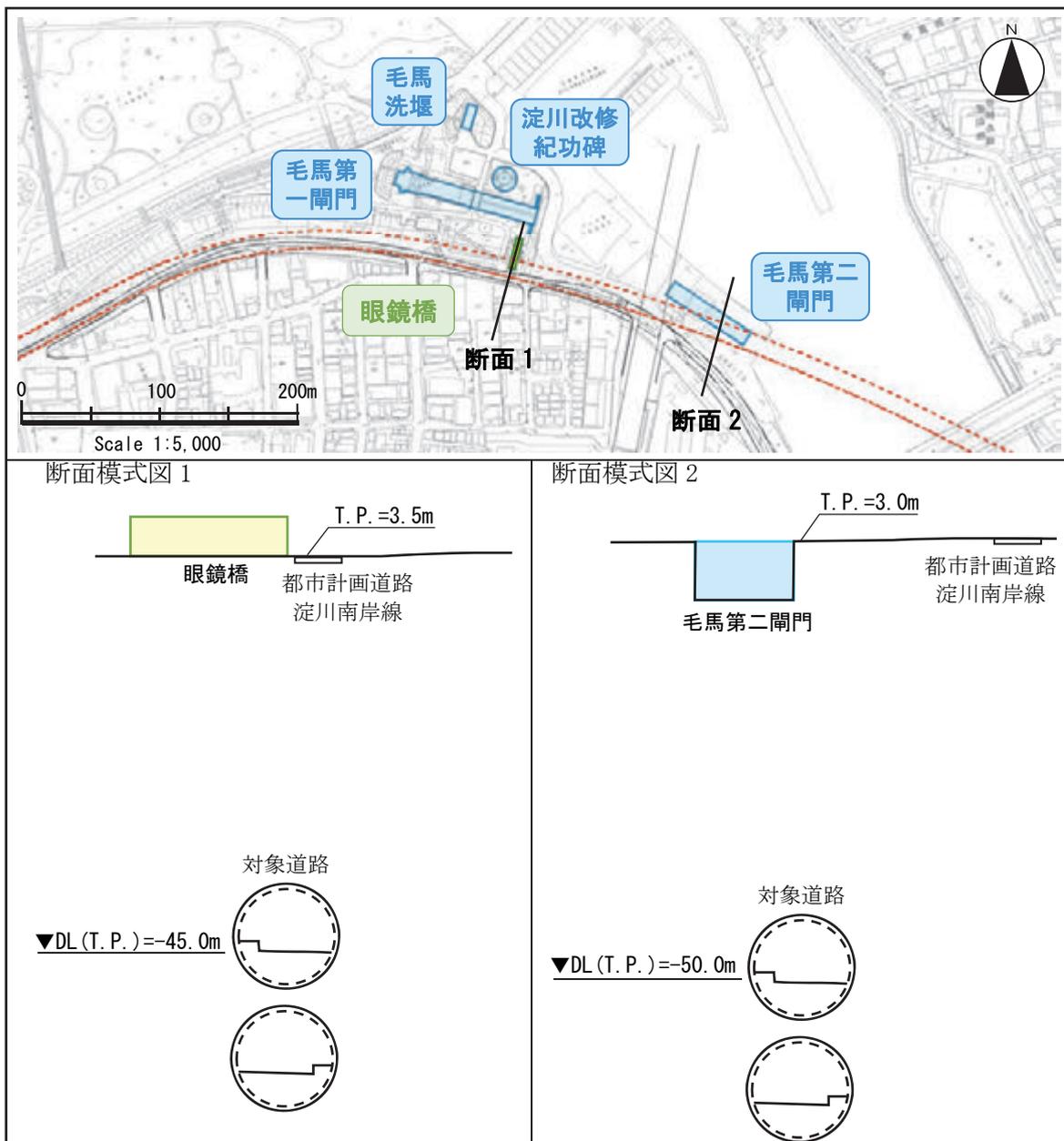
第18節 文化財

対象道路事業実施区域には埋蔵文化財包蔵地が存在し、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行いました。

なお、重要文化財等の有形文化財については、対象道路のルート・構造の選定にあたり、回避する計画※としていることから、調査、予測及び評価の対象外としました。

※対象道路のルート・構造の選定に際する環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容については、「第3章 第2節 2.12 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」を参照。

重要文化財等の有形文化財の位置は、「第4章 第2節 2.7 12) 文化財保護法に基づく史跡、名勝及び天然記念物等」を参照。



参考図：対象道路のルート・構造と毛馬付近有形文化財（建造物）等との関係図

18.1 切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財包蔵地の内容、位置、範囲等を調査しました。

② 調査手法

調査は、既存資料調査によるほか、関係機関への聞き取りにより行いました。既存資料を表 8-18-1 に、聞き取り先等を表 8-18-2 に示します。

表 8-18-1 既存資料一覧

資料名	発行者	資料確認時点
大阪府地図情報提供システム	大阪府(HP)	平成 27 年 4 月時点

表 8-18-2 文化財の聞き取り先等

聞き取り先	聞き取り年月日
大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課	平成 27 年 4 月 6 日、7 日
守口市教育委員会生涯学習部生涯学習課	平成 27 年 5 月 12 日
門真市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課	平成 27 年 5 月 12 日

③ 調査地域

調査地域は、対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地としました。

④ 調査期間等

既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期としました。

(2) 調査の結果

① 埋蔵文化財包蔵地の状況

「第4章 第2節 2.7 12) 文化財保護法に基づく史跡、名勝及び天然記念物等」に示した埋蔵文化財包蔵地のうち、対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地は表 8-18-3 及び図 8-18-1、図 8-18-2(1)～(2)に示すとおりです。

また、各埋蔵文化財包蔵地の内容は、表 8-18-4 に示すとおりです。

表 8-18-3 対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地

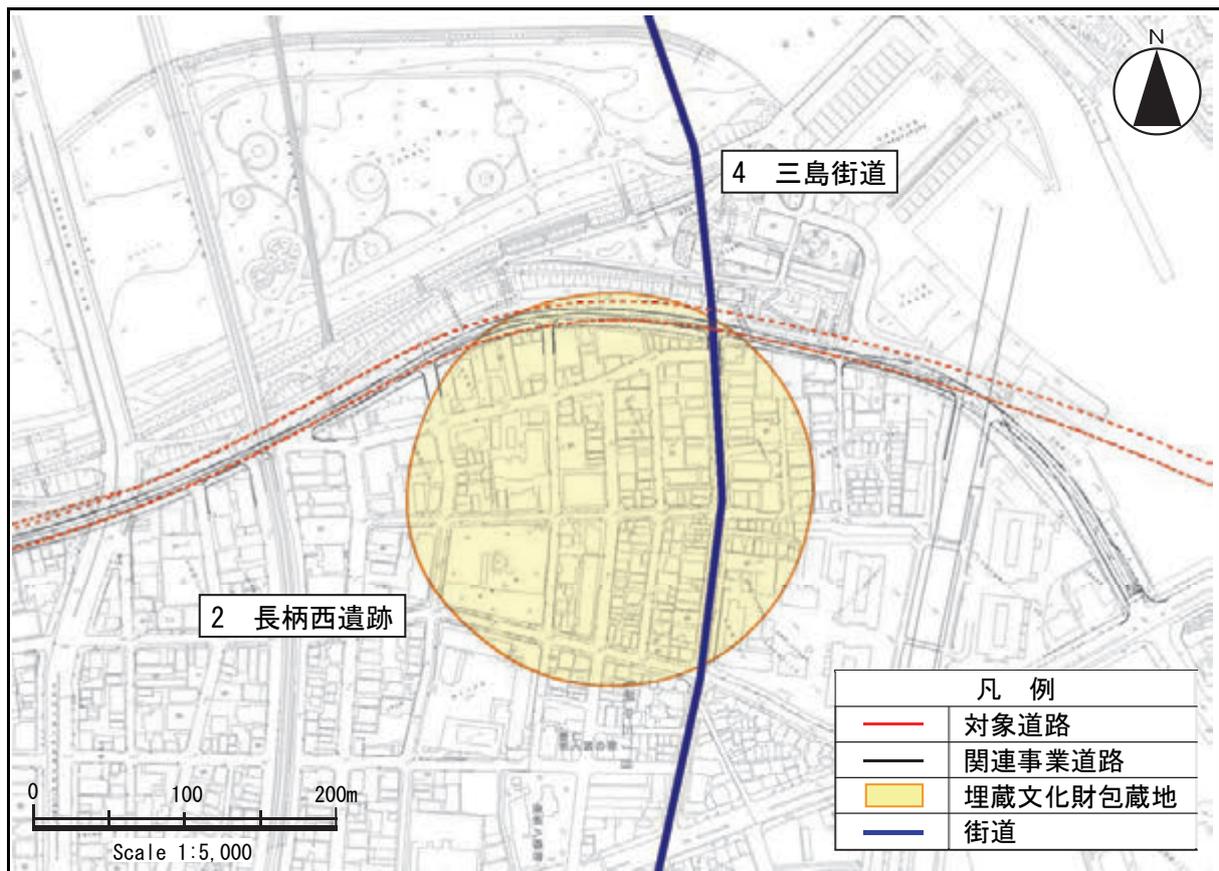
No.	名称	時代	種類
1	榎並城跡伝承地	中世	城館跡
2	長柄西遺跡	弥生	散布地
3	京街道	近世	その他
4	三島街道	近世	その他

出典：大阪府地図情報提供システム（平成23年3月、大阪府ホームページ）

表 8-18-4 対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地の内容

No.	名称	内容
1	榎並城跡伝承地	深さ 50cm～2.5m、弥生～中世集落跡
2	長柄西遺跡	深さ 50cm～2.0m、弥生～江戸集落跡
3	京街道	街道
4	三島街道	街道

注) 表中の内容については、大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課調べ（平成27年4月時点）



断面模式図

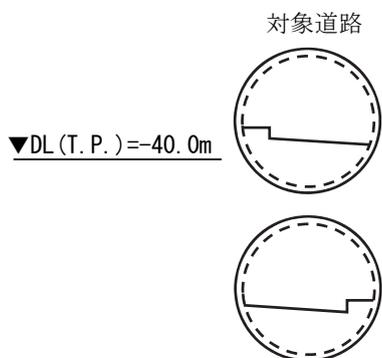
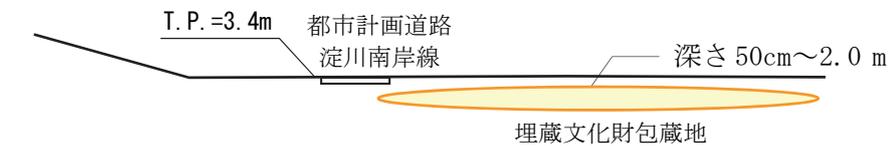


図 8-18-2(1) 埋蔵文化財包蔵地詳細位置図

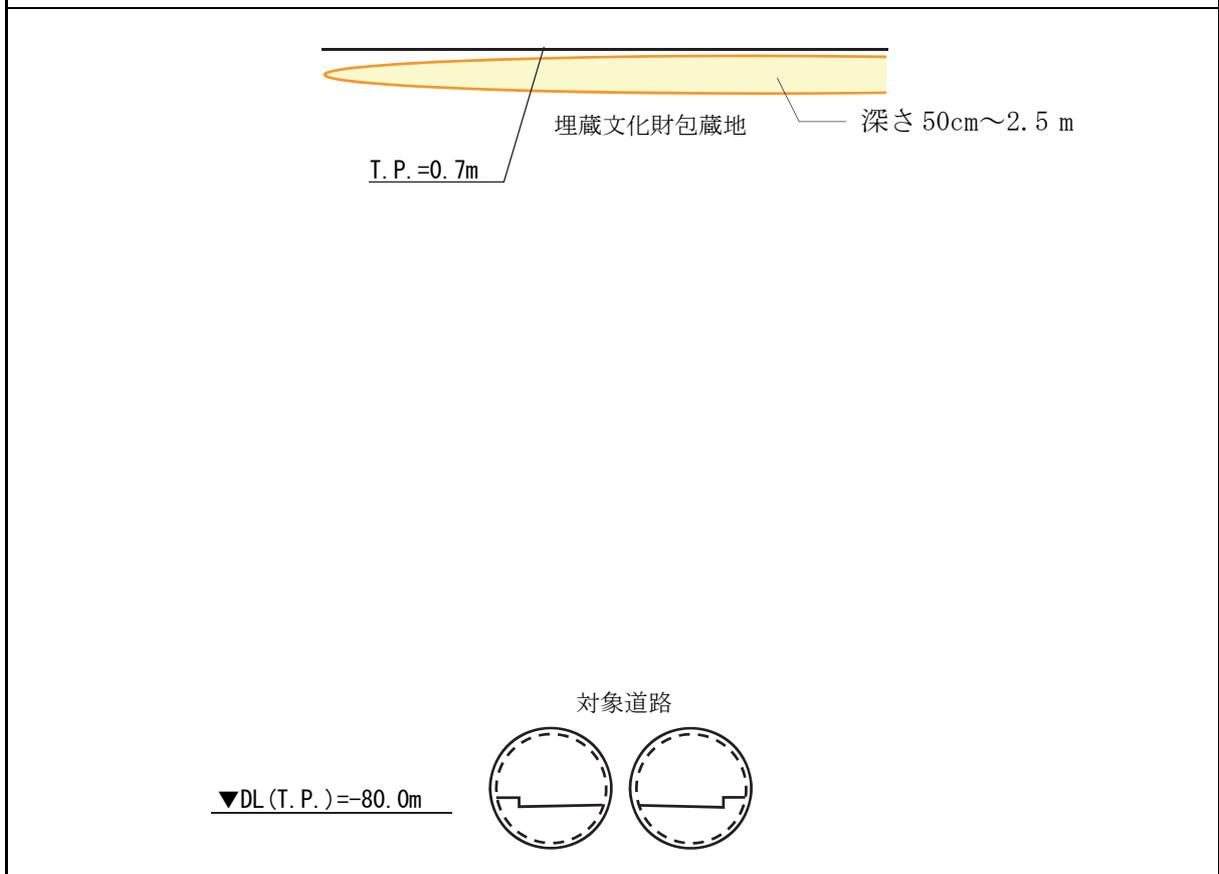
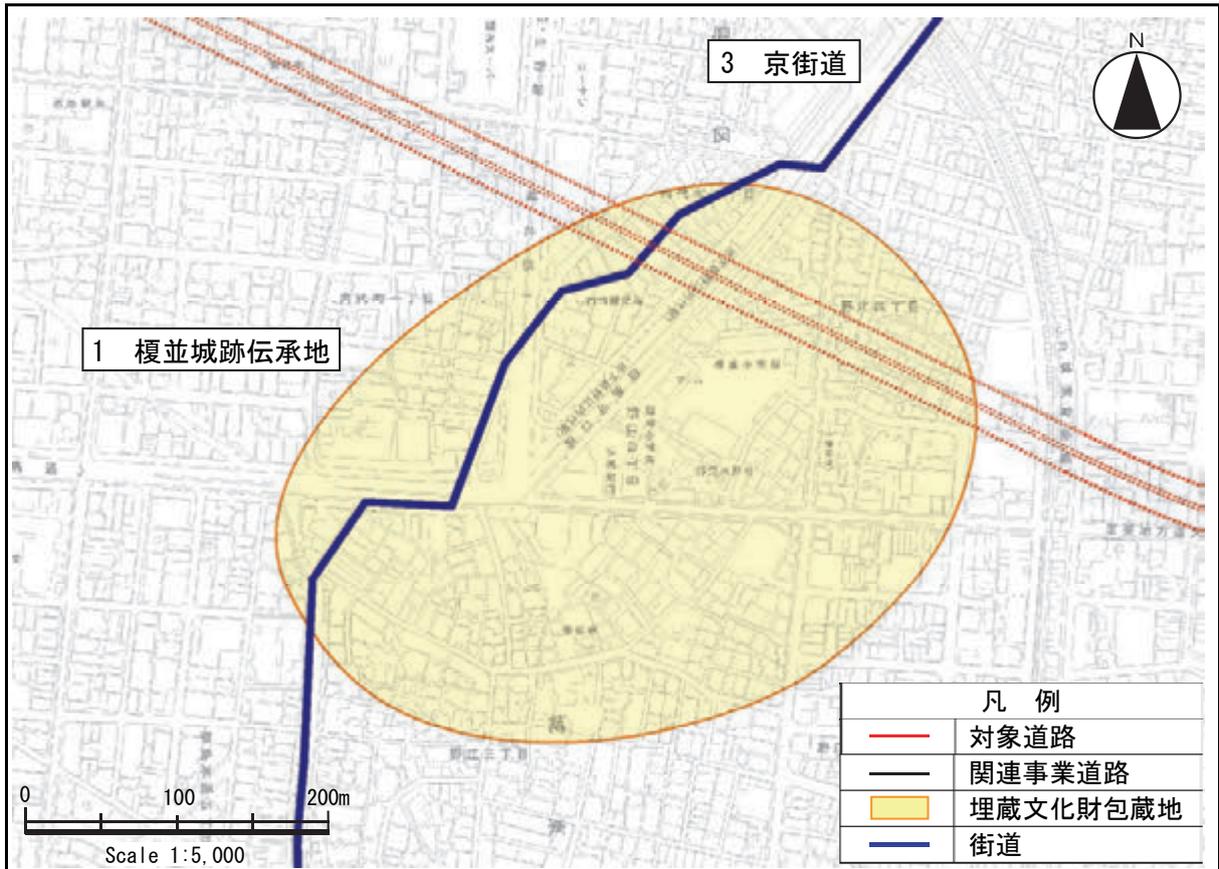


図 8-18-2(2) 埋蔵文化財包蔵地詳細位置図

2) 予 測

(1) 予測の手法

① 予測手法

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は、その位置と工事の実施範囲を重ね合わせるにより予測しました。

② 予測地域

調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地の改変が生じる可能性がある地域としました。

③ 予測対象時期等

工事期間としました。

(2) 予測の結果

対象道路事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地として榎並城跡伝承地、長柄西遺跡、京街道、三島街道の4箇所が存在しますが、対象道路は周知の埋蔵文化財包蔵地の地下約30m～80mの位置をトンネル構造で通過し、改変のおそれはありません。

また、その他の周知の埋蔵文化財包蔵地についても、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に伴う改変のおそれはありません。

これらのことから、対象道路事業による埋蔵文化財包蔵地への影響は無いと予測されます。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

予測の結果、工事の実施により周知の埋蔵文化財包蔵地を改変するおそれはないと考えられることから、環境保全措置の検討は行わないこととしました。

なお、工事の実施にあたっては、関係法令を遵守し、関係機関と協議を行い、必要に応じて埋蔵文化財に関する発掘調査を行います。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、大深度トンネル構造等を採用するとともに、工事施工ヤード及び工事用道路等については、対象道路事業実施区域内及び既存道路を極力利用することで埋蔵文化財包蔵地の存在する地域をできる限り避けた計画としています。

予測の結果、工事の実施により周知の埋蔵文化財包蔵地を改変するおそれはないと予測されました。

このことから、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。